

尾張北支部

法令講習会

- 日 時：令和6年2月21日（水）午後2時
- 場 所：協会3階会議室（名古屋市中区）
- 参加者：22名

尾張北支部（南村朋幸支部長）は、適正処理推進に向けて「法令講習会」を開催しました。

講習会の司会・進行は田辺 徹委員が務められ、開会の挨拶で南村支部長は「日頃は協会事業にご理解ご協力を賜りありがとうございます。協会では会員の皆様の企業活動の一助となりますよう各事業を開催しております。その中の支部事業では、年度末に法令講習会を毎年開催しております。本日は最近話題となっております2024年問題がいよいよ4月からスタートします。私たちも日頃から新しい法令に関して勉強はしていますが、分かっているようで理解していないところもあります。今日はそういったところをしっかりと学んでいただき、皆様の会社で役立てていただければと思います。」と述べました。

次に「法改正セミナー 2024年問題対応」と題して、社会保険労務士・行政書士 牟田美智代事務所の牟田美智代氏と牟田美幸氏が登壇されました。

始めに「2024問題」について、人事はすべてに優先する、と話し、本題に入る前に働き方改革を振り返りました。

例として、2019年働き方改革関連法施行を挙げ、労働時間法制の見直し（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得）、「働き方改革」の原則、時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間を原則、例外も紹介）、年次有

給休暇の確実な取得が必要（10日以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要がある。）、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同じ会社の中で正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差をなくし、納得して働き続けられるようにし、多様で柔軟な働き方を「選択」できるようにする。）等を説明されました。

1部は建設業編、自動車運転者編と題して、建設業編では、資機材が高騰、業界は好調なので期待が持てる、CCUS（現場の電子タイムカード）について、自動車運転者編では、貨物自動車運送事業、貨物自動車運送事業法について説明されました。

2部は法改正アラカルトと題して、自動車運転者のアルコールチェックについて、改正安全衛生法規則では、転落防止（足場：点検者の指名、記録）、転落防止、2トン車以上は昇降設備の設置・荷降ろし作業時の保護帽着用（共に令和5年10月1日施行）、テールゲートリフター使用作業者の特別教育義務（令和6年2月1日施行）→学科4時間、実技2時間、等について話がありました。

講義終了後に質疑応答があり、労働条件通知書と雇用契約書についての質問があり、牟田美智代講師から解説がありました。

閉会の辞は今村昌根副支部長が述べ講習会は閉会となりました。

社会でも大きく取り上げられている2024年問題、各社での取り組み方に大変参考となる講習会でした。



講習会の様子